

ID: 4

担当部署: 経済観光部 農林水産課

処分の概要	海岸管理者以外の者が施行する工事の承認		
法令名 根拠条項	海岸法 第13条第1項		
法令番号	昭和31年法律第101号		
【基準】 法第13条の規定による。 (海岸管理者以外の者の施行する工事) 第13条 海岸管理者以外の者が海岸保全施設に関する工事を施行しようとするときは、あらかじめ当該海岸保全施設に関する工事の設計及び実施計画について海岸管理者の承認を受けなければならない。ただし、第6条第1項の規定による場合は、この限りでない。 2 第10条第2項に規定する者は、前項本文の規定にかかわらず、海岸保全施設に関する工事の設計及び実施計画について海岸管理者に協議することをもつて足りる。 行政手続法に伴う海岸法における処分の審査基準等の策定について(平成6年9月29日六構改D第551号、六水港第3274号、港海第770号、建設省河政発第55号)及び海岸法の施行について(昭和31年11月10日 32農地第4822号・建発河第107号・港管第2739号都道府県知事等あて建設・運輸・農林事務次官通知)による。 第6 海岸保全施設の保全 (1) 法第13条の規定に基き、海岸管理者以外の者が施行する海岸保全施設に関する工事の設計及び実施計画について、承認し、又は協議しようとするときは、法第14条に規定する築造の基準に基いて行うこと。なお、当該海岸保全施設が土地改良事業その他の法律に基く事業に係るものであるときは、当該事業を考慮して行うこと。 (2) 公衆電気通信法第101条第1項に規定する保護区域内において、海岸管理者又は主務大臣が海岸保全施設に関する工事を施行する場合及び法第13条第1項及び第2項の規定により海岸管理者以外の者が当該保護区域内において施行する工事に関し承認を与え又は協議に応じようとする場合には、水底線路の保護について必要な配慮をするものとする。			
標準処理期間	おおむね1箇月(通知による目安)		
備考			
設定年月日	平成 27 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日